

Bugyônin(奉行人) in the Kamakura(鎌倉) Age (5)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/28978

鎌倉期の奉行人について (五・完)

梅田康夫

〔目次〕

- 一 はじめに
- 二 各種の奉行人
 - (1) 公家・武家奉行人
 - (2) 鎌倉・六波羅・鎮西奉行人
 - (3) 公事・安堵・官途・寺社・雑人奉行人 (以上、五一卷二号)
 - (4) 政所・間注・侍所・引付奉行人 (以上、五二卷一号)
 - (5) 地・保・賦・越訴奉行人
 - (6) 本・合・先・当・別奉行人 (以上、五二卷二号)
- 三 引付の設置と引付奉行人
 - (1) 引付の設置 (以上、五三卷一号)
 - (2) 引付奉行人
- 四 むすび (以上、本号)

三 引付の設置と引付奉行人

(2) 引付奉行人

三方ないし五方、最も多い時で八方で編成された引付は、各番それぞれ一名の頭人の下に、評定衆、引付衆、および引付奉行人で構成されていた。佐藤進一氏は『吾妻鏡』建長三年(一一五一)六月二〇日条の結番記事を掲げ、引付各番には四、五名の引付奉行人が所属していたことを明らかにし、さらに金沢文庫所蔵金沢貞顕書状から、鎌倉末期にはその数は三〇名以上に増加したと推測している。⁽²⁾『吾妻鏡』に記載された結番記事から引付の内部構成が判明する場合をまとめると、表2の通りである。『関東評定伝』により評定衆、引付衆を確認し、それ以外の者は引付奉行人としている。また人名の上に付された☆印は、各番の頭人であることを意味している。⁽³⁾

〔表2 引付の内部構成〕

A		番数	評定衆	引付衆	引付奉行人	典拠
四番	☆攝津前司師員 出羽前司行義	☆前馬権頭政村 常陸入道行日	大曾根左衛門尉長泰	山城前司俊平 新江民部大夫以基	山名中務丞俊行 皆吉大炊助文幸	『吾妻鏡』建 長三年(一一 五一)六月五 日条
三番	☆尾張前司時章 対馬守倫長 清左衛門尉満定	☆武蔵守朝直 大田民部大夫康連	武藤左衛門尉景頼	中山城前司盛時 山名進二郎行直	長田兵衛太郎広雅 越前四郎経成	
二番						
一番						

C			B				
三番	二番	一番	三番	二番	一番	六番	五番
<p>☆尾張前司時章 常陸入道行日</p>	<p>☆武藏守朝直 出羽前司行義 伊賀式部入道光西 清左衛門尉満定</p>	<p>☆前右馬権頭政村</p>	<p>☆尾張前司 信濃民部大夫入道 秋田城介 常陸入道</p>	<p>☆武藏守 出羽前司 伊賀式部大夫入道 大田民部大夫 対馬守</p>	<p>☆前右馬権頭 攝津入道 清左衛門尉</p>	<p>☆信濃民部大夫入道行然 甲斐前司泰秀</p>	<p>☆伊賀式部大夫入道光西 秋田城介義景</p>
<p>陸奥掃部助実時 大曾禰左衛門尉長泰</p>		<p>佐渡前司基綱 備前々司康持 伊勢前司行綱</p>	<p>伊勢前司</p>	<p>武藤左衛門尉</p>	<p>和泉前司 筑前々司 大曾禰左衛門尉</p>	<p>筑前々司行泰</p>	<p>伊豆前司行方</p>
<p>新江民部大夫以基 大田太郎兵衛康宗 長田兵衛太郎広雅</p>	<p>越前兵庫助政宗 皆吉大炊助文幸 対馬左衛門尉仲康</p>	<p>中山城前司盛時 内記兵庫允祐村 山名次郎行直</p>	<p>山名中務丞 伯耆右衛門尉 内記兵庫允 長田兵衛太郎</p>	<p>山城前司 越前兵庫助 皆吉大炊助 進士次郎藏人 山名進次郎</p>	<p>中山城前司 明石左近將監 対馬左衛門尉 越前四郎</p>	<p>越前兵庫助政宗 太田太郎兵衛尉康宗</p>	<p>明石左近將監兼綱 内記兵庫亮祐村</p>
<p>『吾妻鏡』建 長四年(一一二 五二)四月三 〇日条</p>				<p>『吾妻鏡』建 長三年(一一二 五一)六月二 〇日条</p>			

D						
五番	四番	三番	二番	一番	五番	四番
大田民部大夫	対馬前司倫長	☆尾張前司時章 常陸入道行日	☆武藏守朝直 出羽前司行義 伊賀式部大夫入道光西 清左衛門尉満定	☆前右馬権頭政村	☆秋田城介義景 大田民部大夫康連	☆信濃民部大夫入道行然 対馬前司倫長
☆筑前々司行泰 参河前司教隆	前大宰少式 ☆和泉前司行方 武藤左衛門尉景頼	陸奥掃部助実時 城次郎頼景 大曾禰左衛門尉長泰		佐渡前司基綱 備後前司康持 伊勢前司行綱 城九郎泰盛	筑前々司行泰 三河前司教隆	和泉前司行方 武藤左衛門尉景頼
越前四郎 明石左近将監 進士次郎藏人	山中中務丞 甲斐前司 深沢山城前司	新江式部大夫 大田太郎兵衛尉 長田兵衛太郎	越前兵庫助政宗 皆吉大炊助文幸 対馬左衛門尉仲康	中山城前司盛時 内記兵庫允祐村 山名進次郎	越前四郎経朝 明石左近将監兼綱 進士次郎藏人	深沢山城前司俊平 甲斐前司宗国 山名中務丞俊行
『吾妻鏡』建 長五年（一二二 五三）一二二 二二日条						

E						
二番	一番	五番	四番	三番	二番	一番
<p>☆尾張前司時章</p>	<p>☆武蔵前司朝直 出羽前司行義 清左衛門尉満定</p>	<p>太田民部大夫</p>	<p>対馬前司</p>	<p>江民部大夫 常陸入道 掃部助 ☆尾張前司</p>	<p>清左衛門尉 伊賀式部大夫入道 出羽前司 ☆武蔵守</p>	<p>☆前右馬権頭</p>
<p>長井太郎時秀 丹後守頼景 参河前司教隆 筑前々司行泰</p>	<p>縫殿頭師連</p>	<p>参河前司 長井太郎 ☆筑前々司</p>	<p>那波左近大夫将監 前太宰少貳 武藤左衛門尉 ☆和泉前司</p>	<p>大曾權左衛門尉 城次郎</p>	<p>縫殿頭</p>	<p>備後前司 伊勢前司 城九郎 佐渡前司</p>
<p>对馬左衛門次郎 進士次郎藏人 明石左近大夫兼綱</p>	<p>水原兵衛尉孝宣 皆吉大炊助文章 对馬左衛門尉仲康</p>	<p>越前四郎 对馬左衛門次郎 善刑部丞 進士次郎藏人 明石左近将監</p>	<p>雜賀太郎 山名中務丞 甲斐前司 深沢山城前司</p>	<p>長田兵衛太郎 太田太郎兵衛尉</p>	<p>对馬左衛門尉 皆吉大炊助 越前兵庫助</p>	<p>佐渡右京進 山名進次郎 内記兵庫允 中山城前司</p>
				<p>『吾妻鏡』建 長六年(一一二 五四)一一二 月 一日条</p>		

G					F		
五番	四番	三番	二番	一番	五番	四番	三番
☆秋田城介泰盛 大宰権少式景頼	☆和泉前司行方 対馬前司倫長	☆越後守実時 大田民部大夫康宗	☆尾張前司時章 筑前々司入道行善	☆武藏前司朝直 出羽前司入道々空 清左衛門尉満定	☆秋田城介泰盛	対馬前司倫長	☆越後守実時 常陸入道行日
伊賀前司時家 信濃判官入道行一 隠岐大夫判官行氏	前大宰権少式入道蓮佐 刑部権少輔政茂 志岐前司基政	刑部少輔教時 上総前司長泰	直講教隆 宮内権大輔時秀	縫殿頭師連 伊勢前司入道行願 式部太郎左衛門尉光政	伊勢入道行願 武藤少卿景頼 信濃判官入道行一	☆和泉前司行方 前大宰少式為佐 那波左近大夫将監政茂	刑部少輔教時 上総介長泰 大田民部大夫康宗
中山城前司盛時 佐藤民部大夫行幹 山名進次郎行直 齋藤次朝俊	山城前司俊平 山名中務大夫俊行 雜賀太郎尚持	江民部大夫以基 長田左衛門尉広雅 佐藤民部次郎業連	進士次郎藏人光政 明石左近大夫兼綱 対馬左衛門二郎	皆吉大炊助文幸 嶋田五郎親茂	中山城前司盛時 佐藤右京進 山名進二郎行忠 齋藤二朝俊	山城前司俊平 甲斐前司家国 山名中務大夫俊長 雜賀太郎尚持	江民部大夫弘基 長田兵衛太郎広雅 大蔵四郎則忠
『吾妻鏡』弘長元年(一一二六)三月二日条					『吾妻鏡』正嘉元年(一一二五)閏三月二日条		

A 建長三年(一二五二)六月五日の六方編成においては、各番の評定衆および引付衆は三名で計一八名、引付奉行人は各番二名づつ計一二名であったが、B 六月二〇日に三方に編成されると評定衆および引付衆は各番五名ないし六名で計一七名、引付奉行人は各番四名ないし五名で計一三名となった。C 建長四年(一二五二)以降の五方編成においては、評定衆と引付衆は各番四名から六名、引付奉行人は二名ないし四、五名の場合もあるが、基本的に各番三名となった。各番の評定衆と引付衆の割合はかなり不均衡であり、評定衆が極端に多い番や逆に引付衆が極めて多い番が見える。両者は比較的に同質性を有しており、両者の合計が一定数であればその偏りは特に問題とはならないようである。その掲載順序も通常は評定衆の次に引付衆が配置されるが、必ずしもそうではない場合もある。また各番の頭人は通常は筆頭に掲げられた評定衆が勤めたと思われるが、引付衆が筆頭に掲げられる場合があり、その場合は引付衆が頭人であった。⁽⁴⁾このように評定衆と引付衆が同質的な存在と捉えられるのに対し、引付奉行人はそれらと身分的にも職種的にも異なった階層集団と位置付けられた。各番には一定数が基本的に配置され、その掲載順序は必ず評定衆・引付衆の後になっている。

これら引付奉行人について森幸夫氏は、所属番の変遷を一覧表にしている。⁽⁵⁾五方編成の下では引付奉行人の所属番はほぼ固定していて、特にCDEの建長年間においては全く変化がみられないことが、一覧表から読み取れる。森氏は、『吾妻鏡』の結番記事にあらわれた総計二五名の引付奉行人に、さらに『吾妻鏡』文永二年(一二六五)六月一日条の記事から老岐為忠と高水右近三郎を引付奉行人であるとして追加して、これら二七名の引付奉行人の出自を綿密に考察している。⁽⁷⁾それによると深沢・山名・杉原・佐藤・斎藤の五名が武士出身者、長田・内記の二名が在庁官人出身者、大江・中原・皆吉・太田・雑賀・三善・老岐の七名が京下官人出身者ということであり、京下官人出身者の比重の高さが指摘される。そして武士出身の奉行人が備えるべき要件とその特徴を分析した上で、武士出身の奉行人はその後幕府奉行人として活躍を続け、いわば幕府奉行人家を形成するようになっていったこ

とを明らかにしている。

以上、森幸夫氏の研究は、基本的に引付草創間もない頃の引付奉行人を対象としていた。それ以降の引付奉行人については、佐藤進一氏が『関東評定伝』の記録が終わる弘安七年（一二八四）以降の鎌倉後期における幕府の職員表を復原しており、その中で奉行人と思われる人物をも収録している。⁸⁾ただし、佐藤氏の収録した奉行人は引付奉行人のみならず、安堵奉行人、寺社奉行人、政所奉行人、問注奉行人、侍所奉行人等も含んでいるので、そこから引付奉行人と判断される者のみを列挙すると、表3の通りである。官職、異称等の付記は省略している。

〔表3 鎌倉後期の引付奉行人〕

年次	引付奉行人
弘安八年（一二八五）	周防泰忠 皆吉文盛
正応三年（一二九〇）	明石行宗 島田行兼 太田時連 粟飯原右衛門入道 稻津左衛門入道
正応五年（一二九二）	三善某 沙弥某
永仁元年（一二九三）	島田行兼
永仁二年（一二九四）	越前左近大夫
永仁三年（一二九五）	島田某 雑賀采女佑 安富某 鎌田某 工藤某 河勾某 皆吉文副 飯尾政有 矢野貞倫 津戸為行 富来光康 肥後頼平 明石盛行 岡田景実 越前政親 雑賀孫四郎 安富大藏丞（長嗣？） 相原主計允 太田三郎 山名孫四郎 島田行重 斎藤某 三善中務某 菅原某
永仁四年（一二九六）	四条五郎左衛門（入道？） 藤原某 菅原兵庫允
永仁五年（一二九七）	越前政親 大鷹惠燈
永仁六年（一二九八）	越前政親 五大院六郎左衛門尉
正安元年（一二九九）	越前政親 五大堂政有 肥後蔵人 斎藤基連 山名盛康

正安二年 (一一三〇)	中原政連 宗実 平左衛門尉某 橘弾正忠某
乾元元年 (一一三〇二)	安富長嗣 秋元太郎左衛門尉 関本司
嘉元三年 (一一三〇五)	市実成 二階堂貞藤 二階堂道存(時藤)
徳治元年 (一一三〇六)	雑賀弥四郎入道 頼宮入道
徳治二年 (一一三〇七)	左衛門尉某 平某 但馬政有 小野左衛門尉 源左衛門尉
延慶三年 (一一三一〇)	二階堂道存(時藤) 五大堂政有 中原政連 斎藤重行 下郷中務丞 雑賀宗有 南条頼直 越中左近藏人
正和元年 (一一三一一)	中原政連 兵庫允某 ふけんの弾正忠 安富長嗣 斎藤重行 明石盛行
正和二年 (一一三一二)	藤原某 小野兵庫允
正和四年 (一一三二五)	矢野倫綱 撰津親鑿 矢野兵庫允
正和五年 (一一三二六)	ゑのしたの次郎 富部信連 朝清 安富長嗣 南条頼直
文保元年 (一一三二七)	(皆吉?)文賢
文保二年 (一一三二八)	參河藏人邦宗 清能定 五大堂政有 平左衛門尉 富部信連
元応元年 (一一三二九)	矢野倫綱 五大堂政有 富部信連
元応二年 (一一三三〇)	兵庫允某 藤原某 清能定
元亨元年 (一一三三一)	行胤 実顕 明石行連 五大堂政有
元亨二年 (一一三三二)	斎藤基有 五大堂政有 安威性昭 藤原某 橘某 下郷中務入道
元亨三年 (一一三三三)	穂積唯心 安威性昭
正中元年 (一一三三四)	斎藤基有 島田行顕? 左衛門尉 小野某 対馬?行重 富部信連
正中二年 (一一三三五)	島田行顕 宗村 実顕 清能定
嘉暦元年 (一一三三六)	大和盛政 清原教氏
嘉暦二年 (一一三七)	矢野善久

嘉曆三年 (一一三二八)	安威資脩 齋藤基連 縫殿允某 散位某
元徳元年 (一一三一九)	散位某 縫殿允某 塩飽聖遠 清能定 雜賀(?) 顯尚 菅原資貞 二階堂道義(兼藤)
元徳二年 (一一三三〇)	富来左衛門入道 五大堂?某 大和盛秀 齋藤基連 清能定 皆吉?文承
元徳三年 (一一三三一)	沙弥某 藤原某 太田親信 齋藤基連 中務丞某
正慶元年 (一一三三二)	齋藤基連 安威資脩 大和盛秀 矢野性契 島田甲斐二郎 高実
正慶二年 (一一三三三)	紀親連
年次未詳	成武貞兼 土肥妙禪

これらの引付奉行人の氏姓のうち草創期の結番記事にあらわれているのは、武士出身系では山名・齋藤の二氏姓、京下官人系では、皆吉・太田・三善・雜賀・中原の五氏姓、その他出身不明として明石・島田・越前・対馬の四氏姓であった。在庁官人出身系は見当たらない。京下官人出身者が、少なくとも引付奉行人については鎌倉末期に至るまでその中心的存在であったといえよう。もつとも草創期にはみられない新たな氏姓を有する者も少なからずあらわれている。第3表において複数年にわたってあらわれている引付奉行人を列挙すると、次の通りである。括弧内の数字は、あらわれた回数すなわち年数を示している。

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|----------|----------|---------|
| 明石盛行(2) | 越前政親(4) | 島田行兼(2) | 島田行頭(2) | 五大堂政有(6) | 中原政連(3) |
| 齋藤基連(5) | 齋藤重行(2) | 齋藤基有(2) | 清能定(5) | 安富長嗣(4) | 矢野倫綱(2) |
| 富部信連(3) | 実頭(2) | 南条頼直(2) | 二階堂道存(2) | 安威性昭(2) | 安威資脩(3) |

明石・越前・島田・斎藤・中原のように草創期以来の氏姓を持つ引付奉行人と並んで、五大堂・南条・清(清原)・安富・矢野・冨部・二階堂・安井、といった新たな氏姓を持つ引付奉行人がみられる。清能定の清は清原を略したものであるが、引付衆の清原教隆やあるいは評定衆の清原満定を出した清原氏の系譜に連なるもので、その傍流に位置したものである。また矢野倫綱は、評定衆を務めた三善倫重や倫長の系譜に連なるものであり、いずれも京下官人出身の系譜を汲むものであった。五大堂政有も本姓は中原であり、京下官人の系統といえる。二階堂道存もまた、元来は文士として政所執事を多く出した二階堂の家系に連なるものである。このように京下官人系の引付奉行人が主流を占める一方、冨部信連のように地頭から任せられた者もいた。⁹⁾南条頼直・安富長嗣・安威性昭・安威資脩もまた、武士あるいは在庁官人出身系の引付奉行人ではなかったかと思われる。

以上、引付奉行人は武士や在庁官人出身者を含みながらも京下官人出身者を中心にしていたこと、また草創期以来の氏姓をもつ家系が存続する一方で新たな引付奉行人の家柄の台頭もあつたことについて述べた。得宗勢力と御家人勢力とが拮抗し激しい政争が繰り返される中で、引付奉行人の入換と更新も盛んに行われたであろうが、京下官人を中心とする専門的技量が一定程度それなりに尊重されたものと思われる。では引付奉行人のそのような技量が発揮される具体的な職務内容、活動内容はどのようなものであつたのか、裁判の経過にそくしてまとめてみよう。

訴状が問注所賦奉行人あるいは安堵奉行人より引付に移送されると、籤で選定された本奉行人は問状を作成し論人に發送する。『吾妻鏡』正嘉二年(一二五八)五月一〇日条の次の記事は、¹⁰⁾問状や召文との関係で理解されるべきではないかと思われる。

鎌倉中并国々雜人沙汰之事被_レ定_レ法、是可_レ仰_二付主人并在所地頭一事也、其事書様、

一 鎌倉中并国々雑人沙汰事

奉行人奉書、三ヶ度不_二叙用_一者、可_レ被_レ成_二御教書_一、又彼状雖_レ及_三三ヶ度_一、不_二事行_一者、於_二引付_一尋_二明子細_一、事実者、可_レ注_二申所領_一之由、可_レ被_レ成_二御教書_一、次難治事、同於_二引付_一可_レ有_二其沙汰_一矣、

この記事について佐藤進一氏は、鎌倉中ならびに国々の雑人訴訟の管轄権が引付に移されたことを示しているとし、その趣旨を三段に分けて解説している。⁽¹¹⁾それによると奉行人の奉書を三度発送した後でなおその命に応じないときは御教書を発送し、御教書が三度に及んでなお応じないときは引付の審理に委ねられるとされる。ここでいう奉行人奉書と御教書が具体的に何を示しているか明瞭ではないが、それは論人に陳状の提出を求める問状ではないかと思われる。すなわち問状が奉行人より奉書の形式にて三度発送されそれでもなお陳状が提出されない場合には、御教書により問状が三度にわたって送達される。⁽¹²⁾それにもかかわらずなお陳状が提出されないときは、引付において子細が審査された上で「可_レ注_二申所領_一之由」ということでおそらく召文であろうか御教書が作成された。このように雑人訴訟等の管轄権そのものが引付に移された訳ではないが、論人による応答が全くない場合や第三段にあるように解決の困難な事件は引付に移送されることとなった。引付の本来的な管轄は御家人に関わる訴訟であり、その場合には問状の作成・発送は当然ながら引付奉行人の職掌であった。⁽¹³⁾そして問状と陳状による応答がいわゆる三問三答という形で三度繰り返された後、『沙汰未練書』によればそれらの正文は張り継いで裏を封じられた上で（継目裏判）、奉行所の文倉に保管された。⁽¹⁴⁾ということでもまず引付奉行人の職掌として、問状の作成・発送と保管について述べた。

次に、訴人・論人に出廷を命ずる召文（召符）に関連する職掌について述べる。石井良助氏によれば召文が発せられる場合には三種類あり、（イ）訴人の請求による場合、（ロ）三問三答の後、（ハ）訴人・論人が「当参」する

場合、である。⁽¹⁵⁾ 最後の場合は要するに当事者が現地滞留する場合であり、「沙汰未練書」によれば、奉行人が出廷の日限を書き下し、「当参」の場合は訴訟人の「宿所在所」を注し置き、奉行人の使をもって三度まで送達することになっている。⁽¹⁶⁾ 正中二年（一三三五）六月二日の「関東下知状」において、奉行人の島田行頭ならびに宗村等の使者が友秀に引付に参対するべく催促をしているのは、その実例と思われる。⁽¹⁷⁾

召文により訴人・論人が出廷すると、問答と称される口頭弁論の手續が開始される。「沙汰未練書」によれば、問答は奉行所においてまず内問答が行われ、その後で引付において問答が行われる。石井良助氏は後者の問答を、内問答に対し引付問答と称している。⁽¹⁸⁾ 内問答が引付奉行人によって行われたことはいうまでもないが、引付問答もまた引付奉行人が主導して行われた。そのことは「沙汰未練書」において「引付沙汰事」について、「頭人衆中皆参時、於三引付御座、当奉行人召合訴訟人、遂二問答」と説明していることから明らかである。⁽²⁰⁾

引付問答の後に訴訟人が退出し、引付衆の評議がなされ「引付沙汰落居」となると、引付奉行人は「事書之符案」を書き引付に披露する（取捨引付）⁽²¹⁾。それが承認されると、評定会議にはかられる引付勘録事書、すなわち判決草案となる。前述したように、佐藤進一氏は弘安七年（二二八四）に引付勘録について取られた「一途」勘申の措置を、訴訟制度史上において画期的なものとして捉えた。「沙汰未練書」によれば、⁽²²⁾ 執権・連署も参加して行われる評定沙汰において、引付奉行人の宿老である開闔と合奉行⁽²³⁾によって文書が評定所に持参され、引付勘録事書が開闔によって読み上げられる。その後、事前に籤で決められた順に従って各評定衆の意見が述べられ、場合によっては引付に差し戻される。

評定会議において判決が確定し「評定沙汰落居」となると、引付奉行人が「御下知案文」すなわち判決文の下書きを作成し、引付に披露する。⁽²⁵⁾ 案文が定まると、当奉行あるいは清書奉行によって下知状すなわち判決書が書き上げられる。清書奉行とは職務内容による名称であり、実態は当奉行と同じく引付奉行人である。なお、和与が成立

したときに和与状に引付奉行人の署判を加えて証拠力を高めることがあり、实例が多く見出される。⁽²⁶⁾

以上、引付奉行人の具体的な職務内容を列挙すれば、裁判の始まりから問状および召文の作成・発送と保管にかわり、口頭弁論による審理では内問答と引付問答において主導的役割を担った。そして、判決の確定と判決文の作成に至る過程では、判決草案である引付勘録事書の作成とその評定沙汰の場での読み上げ、判決文の下書きと清書、さらには和与状への署判、といったさまざまな職務を遂行した。裁判の開始からその終局に至るまで、引付奉行人はきわめて重要な実務上の職務に携わっていたといえる。残念ながら実際の活動実態を史料的に明らかにすることはできないが、以上の引付奉行人の職務と思われる内容をあらためて一覧するだけでも、その重要性は確認できるであろう。

四 むすび

鎌倉期の奉行人とはどのような存在であったのか、それらのうち法曹官僚としての性格を有するのはどのような奉行人なのか、とりわけ引付奉行人はそのような実質を有するのか、はたまたその他の奉行人はどのように位置付けられるのか、そして引付頭人や引付衆・評定衆との関係はどのように捉えられるのか、そのようなはなはだままりのない、そして政治史的観点を全く欠落したままの問題意識に衝動的に突き動かされて、鎌倉期に奉行人としてあらわれるさまざまな層の分析を行った。その結果をごく簡潔にまとめるならば、次のようにいえる。

奉行人については広狭さまざまな概念が並存しているが、最も広義には語義の本来の発生源ともいえる公家社会における公家奉行人に対して、武家社会における武家奉行人という分類が存在した。武家奉行人である鎌倉幕府の奉行人は、その幕府組織の所在地との関連から大きく鎌倉奉行人、六波羅奉行人、鎮西奉行人の三種類に分かれた。その中心はいうまでもなく鎌倉奉行人であったが、幕府草創期の公事奉行人のほか、安堵奉行人、官途奉行人、寺

社奉行人、雑人奉行人、等々の奉行人は評定衆をはじめとした幕府権力中枢に近い立場の人々であり、実務的な官僚層とはその性格を異にするものであった。鎌倉幕府の施政機関として草創期に設けられた政所、問注所、侍所においては、その機関毎に総括責任者や管理者的な層を含めて広義に政所奉行人、問注奉行人、侍所奉行人と捉える概念が存在する一方、より狭く実務的な下僚層のみを捉える狭義の概念が存在した。地奉行人と保奉行人はその実態がかなり不明瞭ではあるが重なり合う存在であり、政所に所属する実務的な下僚であった。ただその職務の中心は鎌倉市政に関する一般業務であり、法曹官僚として位置付けることは相応しくない。問注奉行人はその多くが問注所の下僚として裁判実務に携わり、また賦奉行人は引付設置後に問注所の下僚として訴状の受理・審査と引付への配布を行ったのであり、これらはいずれも裁判実務に携わる法曹官僚であったといえる。侍所についてはその下僚、実務官僚としての狭義の意味での侍所奉行人の存在は不明確ではあるが、守護がそれに相当するのではないかと推測した。

最後に、一二世紀半ばに設置された引付においては、引付奉行人という概念はほとんど狭義の意味での実務的な下僚を意味していた。また越訴奉行人は基本的に越訴頭の下僚であり、引付奉行人と重なる存在であった。そして、本奉行人、合奉行人、先奉行人、当奉行人、等はその状況に即して引付奉行人や問注奉行人を言い表したものであった。これらはいずれも法曹官僚として位置付けられるべきものといえる。もともと別奉行人は寺社奉行人の形態の一種であり、それは法曹官僚とはいえない。

以上のような概念的整理を試みた上で、最も法曹官僚としての実質を備える引付奉行人について、さらに詳細な考察を加えた。まず引付の設置とその変遷について確認し、引付各番の構成や引付奉行人の出自等について分析した。そして引付奉行人は評定衆や引付衆とは階層を異にし、京下官人を中心に一定の家柄が継続したことを明らかにした。その上で、引付奉行人の具体的な職務内容を概観し、裁判業務の実務面において引付奉行人が特に重要な

役割を担っていたことについて述べた。

基本的かつ古典的な史料と先学の業績にほとんど依拠したままに平板な叙述に終始してきた感が強いが、個々の点でかなり乱暴に私見を述べた部分もいくつかある。このような未熟な内容の論稿を公にするのはまことに身の塞ぐ心地ではあるが、厳しい叱正をお願いして擱筆する。

- (1) 『鎌倉遺文』三〇七九七号。
- (2) 前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』三三頁以下。
- (3) 各番の頭人については『関東評定衆伝』で確認できるが、A建長三年六月五日の六方編成については記載がないので、各番の筆頭者を頭人と推定している。
- (4) D建長五年(一二五三)二月二日の結審記事の四番では、筆頭の前大宰少次に掲げられている和泉前司行方の右肩に頭人の注記がある。前大宰少次には「為佐今日加」と判注があり、新規に任じられたので頭人には不適だったのであろう。それ故、この番では筆頭者が頭人ではないので、他にはみられない頭人の注記が付加されたものと思われる。
- (5) 前掲書一八三頁。
- (6) ただこの記事自体は新たに引付衆に加えられた者を列挙しているのであり、高水右近三郎について「執筆」との注記があるからといって菅岐為忠が引付奉行人であったと判断することはできない。『関東評定衆伝』によれば、この時新たに引付衆に加えられた者のうち六名については「吾妻鏡」の記述と一致する。ただし武藏五郎平宣時だけは「吾妻鏡」の当該記事にはみえず、「吾妻鏡」において菅岐為忠の辞退により高水右近三郎が召し加えられたとされるこの兩者と、武藏五郎平宣時との関係は不詳である。
- (7) 前掲書一八二頁以下。
- (8) 前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』二二五頁以下。
- (9) 同右、二八七・八頁【典拠】14・15参照。
- (10) 追加法三一八および『鎌倉遺文』八二五六号参照。
- (11) 前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』三六頁。
- (12) 問状に関する古文書学的な研究が、羽下徳彦氏(『日本中古文学書学講座』5中世編Ⅱ(雄山閣、一九八一年)七七頁以下)、山本幸司氏(『裁許

状・問状から見た鎌倉幕府初期訴訟制度」(『史学雑誌』九四編四号、一頁以下)、岩本前掲書一五六頁以下、等によって詳細かつ綿密に進められてきた。最近、西村安博氏はそれらの研究を踏まえ、問状および召文に関する学説史的整理を展開した上で、今後の課題を何点か指摘している(『鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き——その理解の現状と今後の課題——』(『同志社法学』一六〇巻七号、九六五頁以下)、なお山本弘氏は『法制史研究』六〇号、一四九頁以下にその内容を的確・簡潔に紹介している)。西村氏はその行論の過程で、東大寺学侶等が西部荘年貢に関し六波羅に訴え出た事件について、その訴訟手続の進行過程を『岐阜県史』史料編古代・中世三所載文書によって追跡しているのは(九九七頁以下)、極めて興味深い。それによれば訴状を受けて召文が発給された後、三度にわたって奉行人連署の書下が発給され、なお陳状が提出されないので御教書が三度発給された。これは本文に述べたような奉行人による問状の発給方式に近似したやり方が、六波羅の引付において実際に行われていたことを示すのではないかと思われる。熊谷隆之氏の研究によれば、「御教書」は執権・連署発給文書、「奉書」は引付方以下の各部局の長官と、安堵奉行以下の特殊奉行の単署発給文書、「書下」は他の一般奉行人を含む連署発給文書」ということである(『御教書・奉書・書下——鎌倉幕府における様式と呼称——』(上横手雅敬編『鎌倉時代の権力と制度』(思文閣出版、二〇〇八年)一四七頁)。御教書、奉書、書下に関するこの理解を前提とすると、本文の「吾妻鏡」正嘉二年(一二五八)五月一〇日条の記事における奉行人の奉書に相当するものが、西部荘年貢事件の場合は奉行人連署の書下であり、したがって問状は奉行人の奉書あるいは書下により三度、執権・連署の御教書により三度まで、二段階において発給され得たといえる。

(13) 実際に論人に問状を届ける作業は訴人によってなされた(追加法)二三三、石井前掲「中世武家不動産訴訟法の研究」一一三頁。

(14) 佐藤・池内前掲「中世法制史料集」第二巻 室町幕府法、三五八頁。鎮西奉行人の場合、訴訟関連の類書が「奉行人住宅炎上之時焼失畢」とあり(『鎌倉遺文』三〇七八六号)、自邸に保管していたようである。

(15) 前掲「中世武家不動産訴訟法の研究」一四一頁。なお、召文についても問状と同様に、奉書と御教書の両形式で発給された。奉書の発給主体は奉行人であり、羽下徳彦氏によれば「催促など中間手続的なもの」とされるが(前掲「日本古文書学講座」5中世編Ⅱ、八六頁、御教書の場合と比べて効力が劣ることは確かであろう。佐藤進一氏は追加法五七五を根拠として、召文および問状は弘安七年(一一八四)に御教書より引付頭人の奉書に改められたとする(前掲「鎌倉幕府訴訟制度の研究」四九頁)。羽下徳彦氏もこの見解を継承して召文は問状とともに弘安七年以降は引付頭人奉書で出されることになったとしている(前掲「日本古文書学講座」5中世編Ⅱ、八八頁)。しかしながら追加法五七五の趣旨は、奉書形式の召文や問状は奉行人ではなく引付頭人により発給されるべきことを意味しているのであり、これによって御教書形式の召文や問状が廃止されたことを意味する訳ではないと思われる。奉書あるいは書下形式の召文・問状と御教書形式の召文・問状という効力を異にする文書システムの並存は、一貫していたのではなからうか。前述した西村安博氏の研究によれば(前掲「鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き」九九九頁)、二度の奉行人による召文発給の後に御教書および書下が発給されている。問状・召文ともに奉書ない

し書下と御教書によって、二段階にわたり複数回発給され得るといふ複雑な方式が、近年の研究で明らかにされている間状と召文の一体化という現象の背景にあるのではないかと思われる。

(16) 佐藤・池内前掲『中世法制史料集』第二卷 室町幕府法、三五七頁。

(17) 『鎌倉遺文』二一九一三三三号。

(18) 佐藤・池内前掲『中世法制史料集』第二卷 室町幕府法、三五八頁。

(19) 前掲『中世武家不動産訴訟法の研究』一九三頁。

(20) 佐藤・池内前掲『中世法制史料集』第二卷 室町幕府法、三五八頁。

(21) 同右。

(22) 拙稿「鎌倉期の奉行人について」(四)『金沢法学』五三卷一号、一〇頁。

(23) 佐藤・池内前掲『中世法制史料集』第二卷 室町幕府法、三五八・九頁。

(24) 石井前掲『中世武家不動産訴訟法の研究』七八頁、注(二二〇)参照。

(25) 同右、二一九頁。

(26) 西村安博氏は和与状等の一覧表を【表一】として作成している(「鎌倉幕府の裁判における和与状と和与認可裁許状について——対象史料の整理を中心に——」)『法政理論』三三卷一号、五頁以下)。その備考欄には多くの「裏封」の記載がみられる。

〔付記〕本稿は二〇〇七年度科学研究費・萌芽研究「前近代日本における法曹について」(課題番号一九六五三〇〇二)による研究成果の一部である。五二巻二号掲載の「鎌倉期の奉行人について」(三三)一三頁では、訴状の銘について佐藤進一氏の研究(前掲『鎌倉幕府訴訟制度の研究』五七・八頁、註三)に触れることなく、石井良助氏の研究にそってそのまま「自己の姓名」と記述したことをはじめとして、ごく初歩的な誤りが多数存在するのではないかと危惧する。また参照すべき関係文献や史料等を見逃していることも少なからぬことと思う。にもかかわらず実証的に十分な検討を加えぬままに、大胆な解釈や推測を開陳した部分もある。大方の御批評を冀う次第である。